

## 宿直・日直勤務の許可基準

### 1 勤務の態様

(ア) 常態としてほとんど労働する必要がない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可するものであること。

(イ) 原則として、通常の労働の継続は許可しないこと。従って始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うものについては、許可しないものであること。

### 2 宿日直手当

(ア) 宿直勤務 1 回についての宿直手当（深夜割増賃金を含む。）又は日直勤務 1 回についての日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われる賃金（法第 37 条の割増賃金の基礎となる賃金に限る。）の一人一日平均額の 3 分の 1 を下らないものであること。

ただし、同一企業に属する数個の事業場について、一律の基準により宿直又は日直の手当額を定める必要がある場合には、当該事業場の属する企業の全事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者について一人一日平均額によることができるものであること。

(イ) 宿直又は日直勤務の時間が通常の宿直又は日直の時間に比して著しく短いものその他所轄労働基準監督署長が上記アの基準によることが著しく困難又は不相当と認めたものについては、その基準にかかわらず許可することができること。

### 3 宿日直回数

許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週 1 回、日直勤務については月 1 回を限度とすること。ただし、当該事業場に勤務する 18 歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週 1 回を超える宿直、月 1 回を超える日直についても許可して差し支えないこと。

#### 4 その他

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること  
病室の定時巡回、少数の要注意患者の検脈、検温等の特殊な措置を要しない  
軽度の、又は短時間の業務を行うことを目的とするものに限ること。したがっ  
て、原則として、通常の労働の継続は認められないが、救急医療等を行うこと  
が稀にあっても、一般的にみて睡眠が充分とりうるものであれば差し支えない  
こと。